

彩都中部地区 府有地箇所図



平場面積は航空写真より計測したもので、今後変更になる可能性があります。

【参考】 茨木市彩都地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 別表第2（中部地区）より抜粋

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物等以外の建築物等</p> <p>(1)一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、下宿（建築物内に設けられる施設利用者のための就寝用の施設に供するものを除く。）</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3)自動車教習所</p> <p>(4)学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5)神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7)公衆浴場</p> <p>(8)診療所又は病院</p> <p>(9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(10)店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築物に付属するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>(11)自動車車庫（建築物に付属するものは除く。）</p> <p>(12)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(13)ホテル又は旅館</p> <p>(14)カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(15)劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(16)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの</p> <p>(17)卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業の用に供するものを含む。）の用途に供するもの</p> <p>(18)コンクリートプラント又はクラッシュプラント</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	1000平方メートル
	壁面の位置の制限	幅員16メートル以上の道路に面するところについては3メートル以上、その他については1メートル以上
	垣又は柵の構造の制限	<p>1 道路に面する垣又は柵は、生垣、ネットフェンス等、開放性のあるもの</p> <p>2 歩道のない区画道路に面して設置する土留め擁壁又は石積みは、道路境界から0.5メートル以上後退し、植栽可能な空地を設けるもの</p>